

- ・ 単元未満株式については株券を発行しない方向です。
- ・ 保有株式数が単元未満であっても、貸付業務取引資格、株主資格を充足します。
- ・ 単元未満株式の換金は、商工中金に対する買取請求により可能です。

②株式の割当てに関して必要となる手続き

- ・ 民間出資者の方々には、今後、転換計画の概要や、株式割当てに関する書類等の重要書類が商工中金より送付される予定です。ご住所、代表者名、お取引印鑑などの商工中金への届出事項に変更がある場合は、お取引のある商工中金の支店までお早めにご連絡ください。

③出資金の払戻し・換金に関する手続き

- ・ 転換計画に反対される民間出資者の方々には、出資金を全額払戻すことになります。その場合、転換計画の概要の公告日から20日以内に書面で払戻しを請求する必要があります。
- ・ 転換時に出資金の一部を払戻すことはできません。出資金を一部換金するには以下の方法によることになります。

【転換前】

- ・ 出資金の譲渡・譲受によります。転換の直前は譲渡禁止期間となる方向ですので、お早めにお取引のある商工中金の支店にご相談ください。

【転換前】

- ・ 相対売買や現在検討が進められている全国規模の特定の証券会社を通じた株式の売買の仕組みによることとなります。
- ・ なお、単元株制度が導入された場合には、単元未満株式の換金は、商工中金に対する買取請求により可能です。

出資者の方へのお願い

(1)組合員の皆様にご周知ください。

- ・ パンフレット「商工中金の株式会社化(転換)の詳細について」や3月頃商工中金から送付する「商工中金の株式会社化に関するご案内」(仮称)をもとに、組合員の皆様に商工中金の株式会社化の内容をお知らせください。
- ・ 転換計画の概要の公告に先立ち、パンフレットや3月頃お送りする上記ご案内にもとづいて、あらかじめ、組合総会等の機会を通じて、(株式の)継続保有の可否について、組合内部での検討を進めていただきますようお願いいたします。
- ・ なお、転換計画に反対の場合には、転換計画の概要を公告した日から20日以内に払戻しを請求していただくことが必要となりますのでご留意ください。

(2)必要に応じて、組合のルールの見直しを行ってください。

- ・ 定款等で、株式の保有を制限している場合は、商工中金の株式を保有できるよう見直しをお願いいたします。

(注)中小企業等協同組合法第57条の5により、余裕金運用制限が課せられている共済組合、大規模組合においては、商工中金株式の保有が可能となるよう中小企業等協同組合法施工規則等の改正手続きが進められています。

(3)お届け事項に変更がある場合、変更手続きを行ってください。

- ・ 今後、株式会社化に向けて重要な書類をお送りし、株式割当て等に関する手続きを進めるにあたり、現在の商工中金への届出事項(組合名、代表者名、住所、届出印等)に変更があると支障を生じますので、早めに変更手続きをとられるようお願いいたします。(お取引のある支店までご連絡下さい。)